

昭和三十年六月十六日提出
質問第一六号

京都府綴喜郡井手町町有林濫盗伐問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十年六月十六日

提出者 岡本隆一

衆議院議長 益谷秀次殿

京都府綴喜郡非手町町有林濫盗伐問題に関する質問主意書

昭和二十八年京都府綴喜郡井手町が、教育施設拡充の財源を得る目的をもつて、町有林の一部の立木を売却したところ、町議会の議決よりもはるかに広範囲、かつ、多量の立木が伐採され、町財政に多大の損害を与えたのみならず同年八月にひき起した未曾有の大水害の原因ともなり、多数の人命及び財産に損害を与えた事件がある。

これに対し、当時の警察及び検察当局は、この事件の関係者を調査の結果不問に附しているが、これがために、町民の警察及び検察に対する不信の声は、おおいがたいものがある。

この際、検察行政の公正を表明し、住民の不信を取り除くために左の点を明らかにせられたい。

- 一 町有林伐採問題の調査の結果はどうなっているか。
- 一 濫盗伐関係者に対しては、いかなる処置がとられたか。

右質問する。